

**公開用**

**第5回 佐世保市福祉有償運送運営協議会 議事概要**

開催日時 平成22年 7月12日(月) 13:30~14:58  
 出席委員 12名(ほか代理出席1名)  
 事務局 松尾(保健福祉部) 理事 兼 福祉事務所長  
 岩田(保健福祉部) 次長 兼 保健福祉政策課長  
 小寺(長寿社会課) 課長  
 島袋(障がい福祉課) 課長  
 中尾(保健福祉政策課) 企画係長  
 協議対象団体 佐世保市社会福祉協議会 宇久介護事業所所長(1名)  
 NPO法人「ほほえみ佐世保」代表(1名)

1. 開 会

2. 委員の紹介

3. 会議の公開・非公開

【次のとおり決定した】

会 議	国土交通省ガイドライン及び本市運営協議会設置要綱第7条に基づき、原則公開とし、議事概要の公開をもって行う。 ただし協議の過程で個人情報にふれる必要が生じた場合はその時点で非公開とする。
-----	---

4. 議 事

(1) 福祉有償運送の概要等について

- ・事務局から「資料1」をもとに概要及び現況の説明
- ・事務局から社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会宇久介護事業所の新規登録申請について、「資料1」「資料2」をもとに、登録要件に合致している事項及び議論のポイントについて説明
- ・NPO法人ほほえみ佐世保の変更登録について、「資料3」をもとに、変更内容について説明
- ・今回の協議について、宇久地域、江迎・鹿町地域の交通事業所から、福祉有償運送について説明を行った結果、書類をもって本協議会に一任するとの意思表示を得ていることの報告がなされた

《質疑応答》

- (A委員) 新規登録の運送料金に関して、タクシー料金の内容を確認したい。
- (事務局) 宇久地域には、島内にタクシー会社が1社ある。本島で運用されているタクシー料金をもとに運送距離にあわせて計算した結果、概ね2分の1以内であることを確認している。

## (2) 自家用自動車有償運送新規登録について

- ・ 社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会宇久介護事業所所長から、申請に至った経緯及び利用についての予想回数等について説明

### 〈質疑応答〉

- (A委員) 運送対価以外の対価を実費の範囲内領収できるが、回送料金及び待機料金、その他の料金等の「運送対価以外の対価」は発生するのか確認したい。
- (介護事業所) 運送料金以外の対価は考えていない。利用時の距離による運送料金のみと考えている。
- (B委員) ①運行管理・整備管理に係る指揮命令系統について、「専従する責任者等」「運行管理の責任者」が介護事業所所長となっているが、所長が運転する時の運行管理の代理人を指名する予定はあるのか。
- (介護事業所) ①運行管理・整備管理に係る指揮命令系統については、所長が管理者になるのではないかということと、運転者の登録要件である国土交通大臣が認定する講習の修了者が自分を含めて2名という限られた人数で割り当てた。今後、講習については他のスタッフにも受講させる予定だが、制度的に現時点で「専従する責任者等」「運行管理の責任者」について所長以外の人物を配置しなければならないのであれば、未受講であるが、別のスタッフを置くことを検討したい。
- (B委員) ②(介護事業所回答①を受け)制度的には、運転者と運行管理者が兼務できない訳ではないが、「運行管理者」は、運転者の運転時の健康状態や応対できるかの確認も業務の1つである。所長が運転者の時は、代理を内部的に決めてあればよい。
- (C委員) 宇久地域内に、同じような事業をされている事業所はあるか。
- (介護事業所) 宇久地域内での通所の介護事業所は、本事業所のみ。
- (D委員) ①法人格としては社会福祉協議会だが、事業所としては「宇久介護事業所」と記載されているが、今回の申請は「宇久介護事業所」として申請されるのか。  
②島外への運送は考えているのか。  
③今後、他の社会福祉協議会が申請する場合、新規登録での申請になるのか。それとも変更登録の申請になるのか。
- (介護事業所) ①申請については、「宇久介護事業所」として申請したい。  
②島外への運送は考えていない。
- (事務局) ③申請者については、最終的には運輸局に確認が必要だが、今回、宇久地域10区域域内ということで申請があがっている。通常、運行区域については市町村の区域での申請となっているが、離島に限り区域を区切って申請できることを運輸局に確認している。別の事業所から申請があがれば、新規での登録申請となる。  
( ※追記あり )

- (E委員) 様式第1-1号の「3. 運送の区域」備考欄の記載について、「利用会員宅を起点として病院を終点」「病院を起点として利用会員宅を終点」とあるが、「事業所から病院」も加えた方がいいのではないかと。
- (事務局) (資料を追加配布。介護保険事業サービスでの範囲と福祉有償運送で行う運送の範囲についての補足説明。)
- (F委員) 利用料金の徴収については、利用ごとの請求なのか、月締め請求か、請求方法について伺いたい。
- (介護事業所) 料金の請求方法については、介護サービスの利用料金と一緒に、福祉有償運送が何回分ということを一括して請求する。

《採 決》

【次のとおり決定した】

全会一致	社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会宇久介護事業所が行なう、福祉有償運送の新規登録について、合意する。
------	--

※追記 合意内容の変更について

《変更内容 申請者名》

- 【変更前】 社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会 宇久介護事業所  
 【変更後】 社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

申請者は「宇久介護事業所」として取扱うことで調整していたが、実際の申請段階では受けられないという長崎運輸支局の判断であった為、合意内容の変更の必要が生じた。

- ・運行区域が宇久地域に限定されることに変更はないこと
- ・協議会で合意された内容の実態については変更がないこと

以上の事を前提に、合意内容の変更について本協議会委員へ書類をもって同意されるか意思確認をしたところ、全会一致で同意を得た。

◎申請者名の変更により、社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会が本土において登録しようとする場合、「運行区域の変更」による変更登録申請となる。よって、D委員からの質問③への事務局の回答③は、「新規登録」ではなく、「変更登録」となる。

(3) 自家用自動車有償運送変更登録について

- ・NPO法人「ほほえみ佐世保」代表から、運送区域の変更を申し出た経緯について説明
- ・事務局から、「資料3」の申請日についての日付は協議用資料として提出されたものであり、協議会で合意が得られた後、変更して提出の予定であることを報告

《質疑応答》

- (A委員) 旅客の名簿の登録人数は、前回の更新登録申請時に比べ増えているようだが。
- (団体代表) 増えているように見えるが、死亡された方もいる。資料の名簿は、協議資料として提供した時の名簿である。補足となるが、ボランティアについては、変更はないので、資料の提出はしていない。
- (B委員) 運送区域が拡大されることにより、運送距離も延びる事になるが、前々回に運送料金の変更登録申請をされているが、低価に設定されている。運営的には採算がとれるのか。また、料金の改定は検討されているのか。
- (団体代表) 前々回の変更登録の申請の際、新しく料金設定をしていた。運送の最遠距離利用者(18km)を基準にしていたが、今回の運送区域の変更により、遠い方でも10km未満であるので、回数をこなせば採算は取れる見込み。現在のところ、運賃の変更は考えていない。
- (C委員) これまでも、運送の発着地点のどちらかが佐世保市であれば、北松中央病院への運送はできたと思う。今回の変更登録で、他町から北松中央病院までの利用者の運送も行う予定なのか。
- (団体代表) これまで、発着地点のどちらかが佐世保市内ではなく、発着地点のどちらかが佐世保市内の病院であると限定して行っていた。北松中央病院へ通院される方は行う予定。ただ、平戸市内から通院される方については、ボランティアや距離的なこともあり、検討中である。
- (D委員) 現在、佐世保市で人工透析を受けている方は何名か。そのうち、福祉有償運送を利用されている方は何パーセントか知りたい。
- (事務局) 平成21年度末現在、腎機能障害で身体障害者手帳所持者は772名。内訳としては、1級714名、2級7名、3級51名。そのうち18歳未満が2名である。

《採 決》

【次のとおり決定した】

全会一致	NPO法人「ほほえみ佐世保」が行なう福祉有償運送について、申し出のあった運送区域の変更について、合意する。
------	---

(3) 今後のスケジュールについて

- ① 運営協議会の主宰者である佐世保市長名で、申請者である両法人に対して、運営協議会において協議が調ったことを証する書類(様式第3号)を交付する。
- ② 今後のスケジュールとして、現在のところ、新たな登録申請等の情報は入ってきていない。よって、当面、開催の予定はないが、年度内に情報が入れば、各委員の日程調整の上、開催の案内をする。

5. 閉 会

( 以 上 )